

## 市・県民税特別徴収税額の納期の特例申請書

令和    年    月    日 提出  南あわじ市長    様	① 申請者	氏名又は法人の 名称及び代表者 の氏名		②特別徴収義務 者指定番号	
		住所又は所在地		③電話番号	

次のとおり、地方税法第321条の5の2に規定する給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の承認を申請します。

④特例の適用を受けようとする税額	平成    年    月分以降の特別徴収税額					
⑤申請の日前6月間の各月の給与の支払いを受ける者の人数	年    月	常時勤務者	臨時勤務者	年    月	常時勤務者	臨時勤務者
	年    月	人	人	年    月	人	人
	年    月	人	人	年    月	人	人
	年    月	人	人	年    月	人	人

⑥ (1) 市税の滞納又は最近における著しい納付若しくは納入の遅延の事実がある場合は、その理由

(2) 申請書を提出する日以前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合、その通知を受けた年月日

## 申請についての注意事項

### (1) 申請書の書き方

①の欄には  
申請者が個人である場合には、その住所及び氏名を、法人である場合には、本店又は主たる事務所の所在地及び法人名並びに代表者氏名をそれぞれ記入してください。ただし、法人の本店若しくは主たる事務所以外の事務所又は事務所等で市・県税を特別徴収し、納入しているものが申請者である場合には、その事務所又は事務所等の所在地及び名称並びに当該事務所等の責任者の氏名を記入してください。

②の欄には  
本市から通知されている特別徴収義務者指定番号を記入してください。

③の欄には  
連絡の際の電話番号を記入してください。

④の欄には  
特例の適用開始を希望する年月を記入してください。

⑤の欄には  
申請の日前6月間の各月の給与の支払いを受ける者の人数を記入してください。ただし、常時の勤務者と臨時の勤務者は区別して記入してください。

⑥の欄には  
該当する場合に限り必要事項を記入してください。

### (2) 市・県民税特別徴収税額の納期の特例の制度について

① この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与所得の支払いを受ける者の人数（従業員の総数）が常時10人未満である特別徴収義務者であります。

(注) 「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということがあって多忙時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

② ①に該当する特別徴収義務者が、この特例の規定を受けようとする場合には、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。

③ この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払いにかかる給与所得及び退職所得について特別徴収した市・県民税額は、それぞれ次に掲げる納期限までに納入することになります。

(給与、退職所得等の支給期間)	(納期限※)
6月から11月までの支給部分	12月10日まで
12月から5月までの支給部分	6月10日まで

※納期限が土、日、祝祭日の場合は納入書に記載された日とする。

④ 最近において市税の納付若しくは納入の遅延がある場合においては、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても市税を滞納いたしますとこの特例の承認を取り消されることがあります。